

世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の選定結果について

(付議の要旨)

世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の候補者について、適格性審査を実施し、公益財団法人せたがや文化財団を選定したので、報告する。

1. 主旨

世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の候補者について、世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例第19条第1項に基づき、適格性審査を実施し、公益財団法人せたがや文化財団を候補者として選定した。

今後は、当該候補者を指定管理者として指定するため、平成28年第3回区議会定例会へ議案を提出する。

2. 指定管理者の管理施設

施設名称	所在地
世田谷区立世田谷文化生活情報センター	世田谷区太子堂四丁目1番1号

3. 指定管理者の候補者及び指定期間

(1) 指定管理者の候補者

公益財団法人せたがや文化財団
理事長 永井多恵子
世田谷区太子堂四丁目1番1号

(2) 指定期間

5年間(平成29年4月1日から平成34年3月31日)

4. 選定方法等

(1) 選定経緯

世田谷区文化施設指定管理者選定委員会を設置し、公益財団法人せたがや文化財団は、世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例第19条第1項に定める特別の事情の規定に該当すると判断されたため、公募によらず次期指定管理候補者として適格性の審査を行った。

(2) 選定方法

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例で定める審査基準に基づき、世田谷区文化施設指定管理者選定委員会を設置し、事業者から提出された事業計画書、収支計画書、法人関係書類等の審査やヒアリング、さらに施設見学等を実施し、指定管理者の候補者を選定した。

(3) 選定委員会開催状況

平成28年3月16日	第1回選定委員会	選定方法の決定
5月24日	第2回選定委員会	合格基準・審査項目の決定、 申請事業者による提案内容の説明
6月23日	第3回選定委員会	施設見学
7月1日	第4回選定委員会	最終審査、管理候補者の決定

(4) 選定委員会構成

氏 名	役職・所属等
阿部 能章	弁護士
貝塚 健	ブリヂストン美術館学芸部長
佐々木 涼子	東京女子大学名誉教授
米屋 尚子	日本芸能実演家団体協議会実演芸術政策推進室長
齋田 孝	せたがや梅まつり実行委員長
五十嵐 慎一	スポーツ推進担当部長
松下 洋章	清掃・リサイクル部長
岩本 康	教育委員会事務局 教育次長

委員長

(5) 選定結果

条例の審査基準に基づき、選定委員会で申請者から提出された事業計画書等の審査、財務審査、ヒアリング等の結果について総合的に評価し、本施設について適格と認め、次期指定管理者の候補者として選定した。なお、選定結果は別紙のとおりである。

5 . 今後のスケジュール

平成 2 8 年 9 月上旬	区民生活常任委員会報告（選定結果） 第 3 回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成 2 9 年 4 月 1 日	次期指定管理者による管理運営開始

選定結果

1 施設名称 世田谷区立世田谷文化生活情報センター

2 申請団体 公益財団法人せたがや文化財団

3 選定結果

評価項目	配点	得点
1 管理運営方針・経営理念に関する事項	320	299
2 組織運営体制等に関する事項	560	462
3 公益事業等に関する事項	640	615
4 安全管理に関する事項	240	210
5 個人情報保護等に関する事項	160	145
6 効果的な管理運営及び新たな事業提案等に関する事項	1120	1011
7 実績に関する事項	160	155
8 法人運営の安定性・継続性に関する事項【財務審査】	200	150
合計（各項目にはヒアリングの結果を含む）	3,400	3,047
合格基準（満点合計の70%以上）	2,380点以上	
総合評価	<p>各文化施設を拠点とし、幅広い領域を扱い、質の高い事業活動を行ってきた実績は高く評価できる。また、施設の管理運営面において、世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷文化生活情報センターで適宜情報交換をしながら効率的に取り組んでおり、一括運営のメリットを活かしている。さらに、相互の連携企画や区内文化施設との連携事業等も展開しており、財団としての総合力を十分発揮している。</p> <p>また、アウトリーチによる館外での事業を展開し、教育普及事業や地域貢献事業等の実績においても、地域グループやボランティアとの連携のもと、長年蓄積された成果を十分に活かしている。</p> <p>一方、よりわかりやすく効果的な広報のあり方についての検討を要望する。</p> <p>コンプライアンスの問題に対しては、改革委員会による検討を重ねており、結果が明確に見えてくる段階ではないが、緊張感を持って真摯に改善に取り組む姿勢は、将来への期待を込め評価できる。</p> <p>以上、審査基準に基づく評価と審査の結果、指定管理候補者としての適格性を十分に有していると判断する。</p>	